

市第 191 号議案

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
部改正

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一
部を改正する条例

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年 2
月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、同条第 7 号
中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中
第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ
繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第 5 条第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、

関係規定の整備を図るため、横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜
粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（報告事項）

第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項
は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員
法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除
く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

（第 1 号省略）

(2) 職員の人事評価の状況

(3) (本文省略)
(2)

(4) (本文省略)
(3)

(5) (本文省略)
(4)

(6) (本文省略)
(5)

(7) (本文省略)
(6)

(8) 職員の退職管理の状況

(9) 職員の研修 及び勤務成績の評定 の状況
(7)

(10) (本文省略)
(8)

(11) (本文省略)
(9)

（人事委員会の報告事項）

第 5 条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事
項は、次に掲げる事項とする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 不利益処分に関する 審査請求 不服申立て の状況

市第 191 号

(第 5 号省略)